

# 第5期障害者支援計画(案)に対する県民からの意見・提案

## <対応区分>

- A: 意見を反映し、案を修正するもの
- B: 既に案で対応済みなもの
- C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの
- D: 意見を反映できなかったもの
- E: その他(感想や意見)

## 1 「第1章 総論」

※項(ページ)は県民コメント時の計画(案)からH30.3現在の計画へ修正しています。

整理番号	通し番号	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
1	27	1		権利条約の記載なく、制度の改正についての表現にとどまっているが、1P「計画策定の趣旨」のところに「国際障害者権利条約」を「このために」の以下に「平成26年に批准された国際障害者権利条約」の文言を加えるべきである。	C	第4期計画策定後の法律・条例などの制定・改正の動きを掲載しており、それ以前の権利条約の批准や障害者基本法の改正などについて記載しておりませんが、権利条約の主旨も踏まえて各施策を推進してまいります。	
2	71	2		「分け隔てられることなく」という文言は権利条約の理念と同じでとても良いと思う。	E		
3	90	2		(5)基本的視点 ア 個人の尊重、主体性の尊重 「自らの意思で選択、決定しながら自分らしい生活を送ることが必要です。」と記載してあるのに、障害のある人の意思決定の尊重(意思決定ガイドラインを含む)についてや、意思を表明するために必要な意思疎通手段の保障等についての記載がありません。 また、障害のある人の中には意思を表明することが難しい人もおり、その場合は、障害のある人の生活を支援する家族等の関係者の意見も必要な場合があります。基本的視点の中にも、これらを組み込んでいただけるとありがたいです。	C	御意見を踏まえ、計画の着実な実行に努めて参ります。	
4	28	4		福祉圏域の設定の頁で、県の役割を明確にするため、「しかし」のあとに「県として」を記載すべきである。	D	広域的な視点から地域のバランスに配慮していくことは、当然県の責務であると考えています。	
5	117	1～4		第5期から「障害児福祉計画」も加えた内容となると聞いているが、全体として「障害児」を対象とした内容として読み取れない。 (4)の障害福祉サービスの対象に、「・・・18歳以上の者並びに障害児」とあるが、まるで「障害児」という別の概念があるように思える。	C	対象者を端的に説明するため、身体障害者、知的障害者及び発達障害者、高次脳機能障害者を含む精神障害者並びに難病患者であって18歳以上の者並びに障害児を「障害者等」と定義しています。そのため、「障害者等」という言葉を多く使用しています。	

6	30	11	11P、短期入所の見込量は、82、86%であるが、本来であれば、100%でなければならぬ、数値で、達成数値ではない。ショートステイ受け入れがなかなか困難な状況になっている。「現状と問題点にそのことが記載されていない。	A	御意見を踏まえ、毎年の見込量に対する表に改めました。
7	19		この度の「計画」策定作業は、従来の都道府県「障害福祉計画」に加えて、改正児童福祉法等にもとづいて「第1期障害児福祉計画」を策定するものです。「第5期埼玉県障害者支援計画(案)」は、従来の「障害者福祉計画」の中に「障害児福祉計画」を入れ込んだ形となっています。そのため、児童ないし児童福祉の視点からの施策展開となっています。従来の「障害者福祉計画」の中に入れ込むにしても、例えば「千葉県障害者計画案(案)」のように障害児独自の柱「障害のあるこどもの療育支援体制の充実」(65～78頁)等を立てて、施策展開をするべきであると考えます。	B	独自の柱立てはありませんが、国ガイドラインに示された障害児福祉計画に盛り込むべき項目は盛り込んでおります。

## 2 「第2章 障害者の現状と制度改革」

整理番号	通し番号	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
8	29	10		10P③では、「見込量の90%後半」と記述されているが、毎年250人ずつ増加しているが、28年度では、350人の増加となっている。「見込み違い」ということではないか。後段22Pでの表現は、「整備が進まない」では、おかしい。民間によって、見込み量を超える整備がなされている」また、「泊まりの職員が大幅に不足している」など課題についても触れるべきである。	A	御意見を踏まえ、毎年の見込量に対する表に改めました。	
9	91	10		2 第4期計画の取組状況 (2)障害福祉サービスの利用状況において「相談支援」についての考察がないのはなぜでしょうか。全ての進捗率があまりにも低すぎます。特に、計画相談支援については、サービス等利用計画の作成とモニタリングを行うことになっているのに、この進捗率の低さということは、一体どのような状況になっているのか、考察が必要かと思えます。 障害のある人が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、高い専門性と実践力のある人材の養成が喫緊の課題として重要ではないでしょうか。	A	市町村から調査した最終の実績数値をとりまとめ、第4期計画の利用状況を実績数値に反映しています。	
10	20	11		「放課後等デイサービス」について 第4期計画の目標数値を達成している(11頁)ことは掲載していますが、5期目の年度末(32年度末)までの目標数値が掲げられていません。 県内では、充足している地域や需要以上に事業所が存在している地域がある一方で、不足している地域もあり、全県的には設置は偏在しています。広域行政である県は、市町村と共に、その格差を埋める責任があります。県として不足している地域を明らかにした上で、全体の目標数値を示してください。	B	平成30年度から32年度までの3年間の圏域別のサービス利用見込みを記載します。事業所が不足している地域には、市町村とともに地元の社会福祉法人に設置を依頼するとともに、利用したい方が利用できないことがないように、市町村と連携して必要な地域への設置促進に努めてまいります。	

11	92	12	2 第4期計画の取組状況 (3)地域生活支援事業の利用状況(県実施分)①専門性の高い相談支援事業として、発達障害者支援センターについて挙げられていますが、利用率が低いのは「時間をかけてわざわざ発達障害者支援センターに行って相談しても何もならない」と思っているからです。利用された方の満足度はかなり低いものとなっています。専門性の高い相談支援事業となっていますが、残念ながら全くその体をなしていません。支援内容とその質について見直す必要があると思います。	C	発達障害総合支援センターは18歳までの発達障害児及びその家族を対象に相談支援を実施し、発達障害者支援センター「まほろば」は19歳以上の成人期にある発達障害者に特化して相談支援を実施しています。 いずれのセンターも職員の外部研修などへの積極的な参加や、医師による所内ケースカンファレンス・勉強会などの実施を通じ、さらなる専門性の向上に努めてまいります。	
12	48	21	イ よい取組であるので実践が必要。	C	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を通して相互理解を図ることは、学習指導要領等で示されており、充実に努めております。	
13	94	21	4 障害者等の現状と問題点 (1)相互理解の強化・差別解消の推進について ウ 権利擁護の取組の充実について 5行目「また、他県で起きたような施設職員による重大な虐待事件…」と表記されていますが、まるで本県内では起きていないような書きぶりに違和感を感じます。県内でも事案の大小に関わらず起きていることと、養護者も施設職員も含め、事案の大小に関わらず障害のある人への虐待事案はあってはならないことを鑑みるに「他県で起きたような施設職員による重大な虐待事件などを」の表記を外し、「障害のある人への虐待を防ぐためにも」とすべきかと思えます。	A	御意見を踏まえ、文言を修正しました。	「また、虐待の早期発見・早期対応のため」
14	93	21	4 障害者等の現状と問題点 (1)相互理解の強化・差別解消の推進について イ 福祉教育の支援について 1行目「子供たちが」の表記は「子どもたちが」とすべきかと思えます。 5行目 差別や偏見などを解消するためには、県民および事業者が障害や障害の特性に応じた援助の方法等を知ることが重要です。 6行目 県民および事業者が障害への理解を…	D	本県の他計画に合わせ「子供たちが」と表記しています。  取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	
15	31	22	(2)のイ表題に「日中活動の場の確保」と付いているのに、「場の確保」の文言が抜けているのはなぜか。「機能を持った事業所」は、既存に機能を付けるのか。「新たに」を付記すべきである。	B	「場の確保」の現状と問題点を記述するため、本文中には「場の確保」の文言を含めていません。「機能を持った事業所」については既存・新設の違いは想定しておりません。	
16	32	22	住まいの場の中に、「依然、増え続ける入所施設待機者に対して、整備を進めるとともに」を「また、重度」の間に入れるべきある。	C	グループホームの整備、運営に努めてまいります。 施設の整備についてはP44の施策番号「73」で対応します。	

17	72	22	<p>住まいの場の確保の項目で「地域移行の受け皿」としか書いていないと、入所施設や精神病院入院患者の地域移行にのみ着目しているように受け取られてしまう。今親とともに暮らしている障害者が親亡き後も引き続き地域に住み続けるためということも明記すべき。</p> <p>また、グループホームだけしか書かれていないとそこでしか生きられないような印象を与えかねないので、地域のアパート、シェアハウスなどさまざまな住まい方への支援も必要。</p>	A	<p>御意見のとおり、グループホームの役割は地域移行の受け皿だけではありませんので、文言を修正しました。</p> <p>また、障害者の住まいについての御意見は参考とさせていただきます。</p>	<p>「地域移行の受け皿」→「地域生活の場」</p> <p>「地域的な偏在はもとより 様々な事情により整備が進まない状況にあります。」→「地域的な偏在の解消も必要です。」</p>
18	118	22	<p>リード部分について以下の内容に修正してください</p> <p>「地域の障害者は、家族と暮らしたり、一人で暮らしたり、仲間と暮らしたり、結婚したりと多様であり、病院や施設撫での福祉サービスを活用しながら生活しています。このため、障害のある人にとっても、単にサービスを受けるということだけではなくさまざまなつながりや役割を担うことが大切です。</p> <p>また一方で「親亡き後」のことを考え、高齢の親が入所施設への入所を希望する傾向が強いことなどから、依然として入所施設待機者は増加傾向にあります。</p> <p>様々な福祉サービスを活用しながら、障害者等の人権を総合的に支援していくことが求められています。」</p>	D	<p>地域生活と障害者の社会参加について簡潔な表現としては原案が適切と考えます。</p>	
19	119	22	<p>エ コミュニケーション手段の確保について</p> <p>以下の文章を加筆してください。重度の言語障害のある人や知的障害によりコミュニケーションの取りづらい人も対象にするため。</p> <p>「また、他の障害分野でもコミュニケーション支援は、特に入院時などにおいては切実な問題となっており、取り組んでいく必要があります。」</p>	C	<p>取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。</p>	
20	120	23	<p>オ 社会参加の支援について に加筆</p> <p>「埼玉県独自の事業である「障害児(者)生活サポート事業」や「全身性障害者介助人派遣事業」は、社会参加の支援として期待の大きな制度であり、今後も拡充していく必要があります。」</p>	C	<p>取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。</p>	
21	73	23	<p>オ 社会参加の支援について</p> <p>最初に「社会の一員として、経済、文化、娯楽など社会のあらゆる場面に自ら積極的にかかわっていけるように支援」とあるのに、後半部分がパラリンピックに関連した記述だけになってしまっているのはもったいない。埼玉県ではパラリンピック以前から、生活サポート事業や全身性介助人派遣事業など、様々な社会参加の取り組みがあるはずであり、それらも含めてさらに障害者の社会参加を推進していくことを書くべき。</p>	C	<p>取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。</p>	
22	121	23	<p>(3)障害者等の就労について</p> <p>ア 障害者等の就労支援について</p> <p>以下のように太字部分を加えてください。</p> <p>「しかし、新規就職者が一定数いる反面相当数の離職者もいること、新規就労者数の中に就労継続A型の利用者が含まれていること、さらには、重度障害者のカウント方式などを考慮すると、まだまだ一般就労が進んでいるとは言えない状況も見られます。」</p>	D	<p>一般就労が進んでいない状況の説明として、原案が適切と考えます。</p>	

23	95	23	<p>2行目の後に一。* 追加をお願いします。</p> <p>点字、拡大文字、色使いの配慮、筆記、ICT機器の活用など障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段を確立し、正確な情報の伝達に寄与する必要があります。</p> <p>* 発達障害のある人たちもコミュニケーションの困難さを抱えています。</p>	C	「第5章 施策の展開」に掲げた個別施策で取組を進めてまいります。	
24	55	23 28	<p>重度障害者に対し、入院時も介助人を派遣できる制度の創設を希望します。法改正により、今年4月から重度訪問介護利用者の一部に限定されながらも、入院時のヘルパー派遣が可能になる予定です。しかし、それ以外の人でも現実に必要な性の高い人もいます。現時点では、「地域生活支援」の枠内で、「コミュニケーション支援事業」として対応する自治体も増えています。改正法と「コミュにケーション支援」その両方で入院生活困難者をフォローしていく必要があると考えています。</p> <p>P23コミュニケーション手段の確保についての項目の最後に以下の文を加えて下さい。</p> <p>→また、入院生活が困難な障害者のためにも、適応を上げた「コミュニケーション支援事業」の積極的活用が期待されています。</p> <p>P28〇コミュニケーション手段の確保及び充実のひとつに以下を加えて下さい。</p> <p>→「重度障害者の入院時の介助員派遣」</p>	D	重度障害者の入院時の介助員派遣は、意思疎通が困難で障害支援区分6に該当する障害者が対象となります。このため、必ずしも、すべての重度障害者が派遣の対象とはならないため、原案のとおりとします。	
25	36	24	「障害者教育について」は「等」がはいらないのか。	A	御意見を踏まえ修正しました。	「第2章 障害者等の現状と制度改革」p24の「(4) 障害者の教育」を以下の通り修正します。 「(4)障害者等の教育について」
26	74	24	障害者権利条約には教育の目的として3項目があげられているが、ここに引用されているのは(b)のみで不十分。すべてを引用しないなら、(b)だけ引用せずに、前文の「この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」を載せたほうがいい。そもそも(b)は障害児に限らずすべての教育を受ける子どもたちに保証されるべきことであって、割愛されている部分が無ければわざわざ載せるべきものとは思われない。	D	障害者等の現状と問題点を県民に分かりやすく簡潔に記載したものであり、障害者権利条約の条文の該当部分の一部を引用しております。	
27	75	24	権利条約の理念を反映させるなら、「インクルーシブ教育の構築」で十分	E	障害者権利条約の理念を踏まえて、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みづくりを推進する観点からインクルーシブ教育システムの構築という表現としております。	

28	56	25	<p>ウ教育環境の更なる充実についてへの意見</p> <p>年々過密化する特別支援学校への対応策として、安易に新たな特別支援学校の増設を対置することには反対です。少子化傾向が続くなか、何故特別支援学校の児童・生徒が増え続けるのかを分析すべきです。この流れは、「地域の学校」ではそれなりの配慮も期待できず、むしろ、障害児は特別支援学校に行くべき、行ったほうがその子のためという地域の暗黙の了解があるから、その他の選択肢が見えなくなってしまうことが大きいと思っています。「地域の学校」、「特別支援学校」の二つの選択肢があり、どちらを選んでも、地域で生きる一人として同等に尊重し、支援していくという姿勢が特に教育行政側になければなりません。増設の前に、障害あるなしにかかわらず、原則は地域の学校で共に学ぶことが大切だという流れを早急につくる必要があると思います。</p>	C	<p>県としても、障害のある子供と障害のない子供が地域の学校で共に学ぶことは大切なことと考えています。同時に、個々の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備するため、新たな特別支援学校の設置などの学習環境の整備も重要であるとも考えております。</p>	
29	76	25	<p>「小中学校や高等学校において共に学べるよう」という文言が2度出てきて文章がおかしいし、急に「特別支援教育」が出てきて前半の分との整合性が取れていない。前半には、「ともに学んでいる実態があり、さらに・・・支援籍学習を推進しています。・・・行事や休み時間を一緒に過ごす・・・」という順番で記述されているので、「引き続き」と記述するのであれば、「共に学んでいる実態」を支えている取り組みを書くべきである。それが特別支援教育のことなのかの説明も一切ない。また、交流及び共同学習は支援籍学習のことなのか、それ以外のものなのかもわかりにくい。</p>	A	<p>御意見を踏まえ修正しました。</p>	<p>引き続き、支援籍学習を含め障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を積極的に推進するとともに、小中学校や高等学校においても共に学べるよう必要な施策を進めていく必要があります。</p>
30	54	26	<p>ウ 福祉のまちづくりについての項目の最後に以下の文を加えて下さい。 →また、鉄道踏切もいまいちどバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点で点検し、誰もが渡りやすいものに改善する必要があります。</p>	B	<p>御指摘の鉄道踏切については課題を認識しており、すでに施策番号238に施策が含まれているため、案の修正は行わないこととします。 なお、今後踏切の手前に視覚障害者誘導用ブロックを設置するなどの対策を検討してまいります。</p>	
31	129	26	<p>「4. 障害者等の現状と問題点」がまとめられたことは、埼玉県の実況の課題認識が明らかになり、大変に評価できると思います。 しかし、その課題に対する計画への反映がなされなければ、この章の存在は無意味なものとなってしまいます。 P26「イ.保健・医療サービスの充実について」には、「精神障害者の地域移行を進めると共に、精神障害者とその家族を支えていくため、多職種の連携による訪問型の支援が求められています」と明記されているのに、第5章施策の展開には、この問題点の解決のための「多職種連携による訪問型の支援」という記述が、どこにも見当たりません。さいたま市では、「精神障害者に対応する地域包括ケアシステム」として、医療も含めたアウトリーチ事業を実施することが次期障害者支援計画に盛り込まれました。また、鴻巣市ではアウトリーチ事業に取り組み始めるとも聞いています。これらのことから、ぜひ計画の中に「精神障害者を対象とした多職種連携(医療も含む)によるアウトリーチ事業への取り組みの実施を埼玉県内に普及すること」を明記してください。</p>	C	<p>アウトリーチについては、地域生活支援事業のうち精神障害者地域生活支援広域調整等事業に位置付けられています。そのため、今回の県民コメント(意見募集)では省略しております「第7章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量」の「3 地域生活支援事業の見込量(県実施分)」に計画期間内のアウトリーチチーム設置数の見込量を記載しております。また、県内の普及につきましては、来年度から実施する予定のモデル事業の状況を踏まえて検討してまいります。</p>	

32	144	26	<p>p26「イ保健・医療サービスの充実について」には、「精神障害者の地域移行を進めると共に、精神障害者とその家族を支えていくため、多職種の連携による訪問型の支援が求められています」と明記されていますが、第5章施策の展開には、「多職種連携による訪問型の支援」という記述がありません。</p> <p>さいたま市の次期障害者支援計画には、「精神障害者に対応する地域包括ケアシステム」として、医療も含めたアウトリーチ事業を実施することが明記されました。計画に「精神障害者を対象とした多職種連携(医療も含む)によるアウトリーチ事業への取り組みの実施を埼玉県内に普及すること」を明記してください。</p>	C	<p>アウトリーチについては、地域生活支援事業のうち精神障害者地域生活支援広域調整等事業に位置付けられています。そのため、今回の県民コメント(意見募集)では省略しております「第7章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量」の「3 地域生活支援事業の見込量(県実施分)」に計画期間内のアウトリーチチーム設置数の見込量を記載しております。また、県内の普及につきましては、来年度から実施する予定のモデル事業の状況を踏まえて検討してまいります。</p>
----	-----	----	---	---	---

### 3 「第3章 取り組むべき課題」

整理番号	通し番号	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
33	52	27		P27 15行目、福祉教育の推進・障害者理解授業等の実施数の数値目標設定をし、P75以降に記載する。偏見や差別は教育で学んでいない。学んでいない人が大人になる。	C	学校では、児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間等において、社会福祉についての理解を深める指導を行っています。また、教育活動全体を通し、思いやりの心や社会奉仕の精神などの育成を図っています。	
34	53	27		P27 17行目、差別解消及び障害者権利擁護の推進に、行政機関および事業者への障害者差別解消法の周知を挿入する。 理由)周知されていないため。	C	御意見を踏まえ、取り組んで参ります。	
35	77	27		共に学ぶことが理解の促進と差別解消の一番の近道であるから、対応と取り組みに、「通常学級で学ぶ障害のある子どもたちを含めた共生・共育の推進」を入れておくべき。	C	障害および障害者に対する正しい理解の普及を進める中で、いただいた御意見の趣旨も含めて取り組んでまいります。	
36	78	28		県独自の優れた取り組みとして全身性介助人派遣事業や生活サポート事業があるので、外出・移動手段の支援の対応の方向と主な取り組みに明記すべき。	B	主な取組の項目を記載しており、個別の事業の「障害児(者)生活サポート事業」と「全身性障害者介助人派遣事業」については、施策番号46,48に記載しています。	
37	122	28		2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援 「対応の方向と主な取り組み」 ○コミュニケーション手段の確保及び充実 「入院時の介助」を追加してください。 ○外出・移動手段の支援 「障害児(者)生活サポート事業」と「全身性障害者介助人派遣事業」を追加してください	B	主な取組の項目を記載しており、個別の事業の「障害児(者)生活サポート事業」と「全身性障害者介助人派遣事業」については、施策番号46,48に記載しています。	

38	96	29	【対応の方向と主な取り組み】と【障害者就労の体制】のそれぞれに、発達障害者就労支援センターを追加	A	御意見を踏まえ、【対応の方向と主な取組】に発達障害者就労支援センターを追加しました。しかし、【障害者就労の体制】は障害者全般の体制図のため、発達障害に特化した当センターの位置づけは困難です。施策番号133により、発達障害者の就労と職場定着を支援してまいります。	○障害者に対する相談から就職支援、職場定着支援まで、きめ細やかなサポート ・(省略) ・(省略) ・発達障害者に特化した発達障害者就労支援センターの運営
39	50	30	共に育ち共に学ぶ教育の推進。1行目、特別な教育的支援を必要とするの「特別」はいらぬので削除。9行目、○・の後の特別な教育的支援を必要とするの「特別」はいらぬので削除する。 理由)障害のあることとない子が共に学ぶための「あたり前」の合理的配慮であり、「特別ではない」。	E	障害のある児童生徒のニーズに応じ、適切に支援が行われるよう、このような表現としております。	
40	79	30	対応の方向と主な取り組みでは、支援籍が一番最初に出ているが、埼玉県では通常学級で共に学んでいる実態があると前述しているのだから、「通常学級で共に学んでいる障害のある児童生徒が共に学び続けられるような支援の充実」と記述すべき	C	いただいた御意見の趣旨も含めて特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実に取り組んでまいります。	
41	123	30	4 共に育ち、共に学ぶ教育の推進 ・リード文に___部分を追加してください。 「また、障害のある児童とない児童が、共に育ち学ぶ教育環境を整えていくためには、障害に応じた配慮が受けられ、より柔軟な対応ができる仕組みづくりが必要です。」について、 「また、障害のある児童とない児童が、共に育ち学ぶ教育環境を整えていくためには、その実態を把握した上で、障害に応じた配慮が受けられ、より柔軟な対応ができる仕組みづくりが必要です 「対応の方向と主な取り組み」 障害のある児童生徒の教育の充実 「・通常学級でともに学んでいる児童生徒の実態把握」を追加してください。 「・医療的ケアの必要な児童生徒の実態把握」を追加してください。	B	御提言の趣旨は、原案に含まれているものと考えております。  諸調査等により、実態の把握は一定程度できているため、計画の修正は行いませんが、今後も実態の把握に努めてまいります。	
42	51	31	障害のある人が一義的に遠い福祉避難所ではなく通常の避難所に避難できるよう取組の中に盛り込む。障害の有無により通常の避難所に避難ができないのはおかしい。避難できるよう体制づくりを行うべきである。	C	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	

#### 4 「第4章 施策体系」

整理番号	通し番号	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
43	80	33		現状と課題を受け、通常学級で共に学ぶ児童生徒への支援の充実を小柱に以下を追加すべき。	B	小柱「(1)インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進」に「通常の学級で学ぶ児童生徒」を含めた取組を盛り込んでおります。	



## 5 「第5章 施策の展開」

整理番号	通し番号	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
44	97	34	1	1 相互理解の強化 (1)啓発・広報活動の推進 「障害者等を理解するため、県の広報媒体などによる啓発事業を推進します。」とありますが、『障害者』という表記になってしまうと個人が対象となってしまいます。個人を理解することももちろん大切ではありますが、施策として考えるならばここでは「個々の障害を理解するため」とするべきではないでしょうか。	A	御意見を踏まえ修正しました。	「障害や障害者等に関する理解を促進するため」
45	8	34	3,4	「ノーマライゼーション」という文言が記載されているが、障害者権利条約では、『インクルージョン』又は、『インクルーシブ』(社会的包摂)とされている。権利条約や時代に合わせた文言に変更するべきである。	C	「ノーマライゼーション」は障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルであるという考え方で、障害者施策の重要な理念の一つであることから、原案のとおりとします。なお、「インクルージョン」や「インクルーシブ」を否定するものではありませんので御理解ください。	
46	98	34	3	(1)啓発・広報活動の推進 「ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」を中心に、障害者団体や市町村などと連携を図りながら啓発の取組を推進します。」とありますが、推進には障害者週間のみならず、障害者雇用に関わる労働分野、人権擁護に関する担当課等に関わる事業等の中でも行われるべきと考えます。	C	御意見は各個別施策の実施段階で参考にさせていただきます。	
47	17	35	9	国の障害者差別解消法が施行されてから、早い段階で埼玉県独自の共生社会づくり条例を施行されたことは大いに評価します。 これにより、各市町村に障害者差別解消支援地域協議会が県下全市町村に設置されると思いますが、仏作って魂入れずにならないよう、折角施行された法や条例が地域での差別解消への道のりを明確にするために、地域協議会が形だけでなくしっかり地域で機能するよう各自治体に対して、運営上の積極的な支援、指導をお願いしたい。 この協議会が本来の役割を果たせるかどうかは市町村のやる気にかかっており、県は設置を見届けるに止まらないよう配慮を望みます。	C	県としてはまずは全市町村で設置できるよう支援をしております。ご意見を踏まえ、市町村地域協議会が効果的に機能するよう市町村の設置運営を支援してまいります。	
48	49	35	10 12	国民の8割が差別解消法を知らないと昨年の国会で議員と首相の質疑があったが、事業者や公的機関の職員に周知されていればこの数値はあり得ない。周知されていないことの証である。これをふまえ10及び12はP75からの施策体系ごとの数値目標設定が必要であるから設定する。	C	障害者差別解消法をはじめとした関係法令の周知を図るため、施策番号9～13などにより普及啓発に取り組んでまいります。	

40	142	35	10 11	指標設定を行い可視化する。 また差別解消法の相談それに対する行政および事業所の対応を個人情報に配慮した上で公表し真に差別が解消するようにする。	C	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。また、障害を理由とする差別に関する相談体制を引き続き整備してまいります。
50	58	35	11	てんかんについてまだ、偏見がある傾向があるので、てんかんについて、健常者に知識を知ってもらうようにしてもらおうと良い	C	てんかんを含め様々な障害やその特性についての理解が進むよう、普及啓発に努めてまいります。
51	99	35	9~13	2差別解消の推進 担当課として「障害者福祉推進課」が多くなっているのはわかりますが、障害のある人の人権という点を考えるとここには「人権推進課」も含まれると思うのですが。	C	個別の施策に取り組むに当たっては、人権推進課をはじめとした庁内関係課と連携しながら取組を進めてまいります。
52	130	36	22	昨年12月に、内閣府の障害者政策委員会がまとめ国会に報告した「障害者基本計画(第4次)案」の中の、6. 保健・医療の推進 (1)精神保健・医療の適切な提供等では、平成29(2017)年2月に取りまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の報告書の内容を踏まえ、精神科病院に入院中の患者の意思決定支援等の権利擁護について、医療機関以外の第三者による意思決定支援等の権利擁護を行うことを検討する。[6-(1)-6] とある。 県の支援計画では、精神科病院に対する実地指導を強化することなどにより、患者本位の治療及び患者の人権を確保するとともに患者処遇の向上を図ります。とあるが、より具体的な対策が図れるように、第三者による意思決定支援等の権利擁護を行う という文言を入れて、安易な拘束が行われないことも阻止したい。 また、長期入院により退院意欲を失った本人に対しては、ピアの働きかけが有効と言われている。大阪府で実施されている実践を参考に、ピアによる活動を推進することも明記して欲しい。	C	意思決定支援等の権利擁護は、精神科病院における本人の同意に基づかない入院の特性上、重要と認識しています。処遇の向上、人権擁護は、患者本位の治療を実施するためにも必要不可欠です。また、拘束などの行動制限については、やむを得ない場合でも必要最小限にとどめ、法に基づき適正に行われる必要があります。 県では、入院中の方の権利擁護のため、法に基づき退院・処遇改善請求に対応するとともに、立入調査等により、その実施状況を確認しています。今後も法に基づき、精神科病院における人権擁護に取り組んでまいります。 御意見のとおり、長期入院者等の地域移行に際してはピアサポーターの働きかけが有効です。本計画には記載しておりませんが、県では平成25年度からピアサポーターと協調した地域移行の取組を継続して実施しています。

53	143	36	22	<p>県の支援計画では、精神科病院に対する実地指導を強化することなどにより、患者本位の治療及び患者の人権を確保するとともに患者処遇の向上を図ります。とありますが、抽象的一般的な具体的、現実的対策が可能のように、「第三者による意思決定支援等の権利擁護を行うことを検討する」という文言を入れてください。</p>	C	<p>意思決定支援等の権利擁護は、精神科病院における本人の同意に基づかない入院の特性上、重要と認識しています。処遇の向上、人権擁護は、患者本位の治療を実施するためにも必要不可欠です。また、拘束などの行動制限については、やむを得ない場合でも必要最小限にとどめ、法に基づき適正に行われる必要があります。</p> <p>県では、入院中の方の権利擁護のため、法に基づき退院・処遇改善請求に対応するとともに、立入調査等により、その実施状況を確認しています。今後も法に基づき、精神科病院における人権擁護に取り組んでまいります。</p>
54	100	36	18 20	<p>虐待には障害のある子どもも含まれることを考えると、担当課として「こども安全課」も含まれると思うのですが。</p>	B	<p>障害者の状況に応じて、様々な部署が連携して対応いたしますが、主に担当する部署である障害者支援課及び福祉政策課を担当課として記載しています。</p>
55	127	36	22	<p>現在、精神科病院における身体拘束が人権問題ともなっています。身体拘束は、精神科病院に限らず、一般医療でも行われることがありますが、精神科医療は外部の目が届きにくく、家族にさえも不透明な状況下で医療が行われることもあります(保護室など)。また、電話相談員として相談を受ける中には、実際には何の説明もなく、非人間的な扱われ方(職員が笑いながら身体拘束し紙おむつをあてがわれた)をし、とても傷ついた…何年もたっているけれど、未だにその時のことが思い出されると気分が悪くなることもある、という話しも聞いています。</p> <p>精神疾患で症状が激しく出たとしても、それが理由で患者本人が傷つけられて良い理由はありません。対応の難しい医療であるからこそ、外部からの目を行き届かせて、本来は病気からの回復を目指すべき病院で、人権侵害が起きてしまうことのないよう、きちんとした仕組みをつくって、精神科医療の質の向上に向けた取り組みをお願いいたします。</p>	B	<p>精神科病院における身体拘束等の行動制限は、やむを得ない場合でも必要最小限にとどめ、法に基づき適正に行われる必要があります。</p> <p>県では、精神保健福祉法に基づいた適正な行動制限であることを、外部の精神保健指定医が同行する立入調査等により確認しています。</p> <p>また、患者及び家族等からの処遇改善請求等により、第三者機関である精神医療審査会において、その妥当性を判断しています。</p> <p>今後も、安全に医療提供できるよう、法に基づいて、精神科医療の質の向上に努めてまいります。</p>
56	116	37 64	27 199	<p>児童施設入所の障害児が18歳で退所する際の福祉サービス利用に関して、保護者が児童施設設置自治体以外に在住している場合など、個別に利用事業所や相談事業所だけでは対応できない事案が多々ある。支援関係者の調整に手間取ることによって、そうでなくても全ての生活環境がかわることになる本人には大きな不利益と心の傷を負わせることになる為、県レベルでの調整機関等をのぞみます。ご検討お願いします。</p>	C	<p>取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。</p>
57	101	37 63	28 191	<p>施策198で「成人期の発達障害者」に対する「発達障害者支援センターを運営します。」とありますが、幼児期・学齢期の「発達障害に特化した相談支援」はどこが実施するのでしょうか。</p> <p>(18歳以下の相談は発達障害総合支援センターで行うと聞いていましたが、施策に反映されていません。なお、発達障害総合支援センターのホームページには18歳以下の子どもに対しては電話相談のみですが実施している旨が記載されています。)</p>	C	<p>発達障害のある18歳までの子供とその家族の方からの相談支援については、発達障害総合支援センターで実施しています。</p> <p>発達障害者総合支援センターのホームページには電話番号を記載し電話相談を行う旨記載していません、電話相談で状況を確認の上必要と判断した方には来所相談を実施しています。</p>

58	102	38 64	33 200	<p>1 地域生活支援体制の充実 (1)相談支援体制などの充実 「市町村相談支援体制の中核的役割を担う協議会への専門部会の設置」と記載されています。市町村の協議会はもちろんですが、それ以前に県の協議会の充実を考えられた方が良いかと思います。今のままでは市町村の協議会以下のレベルだと思っています。 そして、その県の協議会についての記載がありません。施策に入れていただけますようお願いいたします。</p>	C	<p>取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。</p>
59	15	38	34.74	<p>第4期の障害者支援計画から持ち越された障害者の地域生活支援拠点については拠点整備に向けたモデル事業が実施されているが、モデルを参考に実施している自治体は少数にとどまっており、障害者の高齢化・重度化・親亡き後を見据え、地域で安心して暮らしてゆける社会に実現のためには、自治体のやる気が最も重要と考えます。先進的な取り組みを評価し、設置に向けて各市町村への問題提起、普及・啓発に県として積極的な指導力を発揮していただきたい。</p>	C	<p>取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。</p>
60	134	39 40	40 45	<p>「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」と記されている部分を「精神障がい(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステム」にするなどして、この事業の対象に高次脳機能障害が含まれることを明示してください。 理由)「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針で「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」について初めて触れているところで、以下のように記されています。 略)「精神障害者(発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。)にも対応した地域包括ケアシステム～</p>	C	<p>「第1章総論 2計画の概要 (4)障害福祉サービスの対象」において、精神障害者の定義として、「発達障害者、高次脳機能障害者を含む精神障害者」と記載しております。そのため、本計画の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」に関する記載のほか、「精神障害者」及び「精神障害」と記載している部分については発達障害及び高次脳機能障害を含みます。なお、御意見の箇所の表記については原案のままさせていただきます。</p>

61	131	39 67	40 224	<p>精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、圏域ごとに保健・医療・福祉の関係者による協議の場を設置…、や多様な精神疾患等に適切に対応するため、個々の医療機関の役割や… が記載されているが、厚労省が今国会に提出予定だった精神保健福祉法の改正案は提出を断念し、その後の提出も断念すると聞いている。</p> <p>厚労省案は、精神障害者があたかも危険な存在であるかのように扱い、特に処置入院後の患者に対しては、警察も関わる協議会を設ける事とされたために、多方面から猛反対された。精神疾患は病気であり犯罪ではないという観点から、県が策定した平成30年度の予算における主要な施策p22に挙げられている新規事業には反対である。廃案になった改正精神保健福祉法を先取りしたような整備案は容認できない。</p> <p>また精神科病床における早期退院の数値目標が、平成26年との比較になっているが、より直近の数値、出来れば平成29年度の数値と比較するべきと考える。</p>	<p>平成30年度からの第7次埼玉県地域保健医療計画では、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患ごとに医療機能を明確化することとしています。</p> <p>これにより、医療機関の役割分担や専門性を明確化し、患者本位の医療を目指してまいります。</p> <p>本計画には記されていませんが、新規事業で検討されている精神障害者支援地域協議会(代表者会議)には、警察関係職員の出席が想定されています。この会議は、精神障害者個人の情報等は扱わず、地域における役割や連携のあり方を検討、共有するものです。</p> <p>D よって、御指摘には当たらないと考えます。今後も誤解のないよう、説明してまいりたいと存じます。</p> <p>施策番号40のうち「保健、医療、福祉の関係者による協議の場」は、精神保健福祉法の改正に関係するものではなく、本計画策定における国の指針に基づくものです。また、「精神科病床における早期退院率」の現状値の時点については、国から都道府県に提供されるNDBデータに基づく値を用いているため、最新値が平成26年度となっています。なお、御意見の箇所の表記については原案のままとさせていただきます。</p>	
62	59	39	40	障害者施設を増やしてほしい	B	必要な障害者支援施設について整備を支援してまいります。(施策番号73)
63	103	39	39	(1)相談支援体制などの充実 平成30年4月より新規で開始される「自立生活援助」を想定した施策と思われますが、対象者として当初は「障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する」方となっていました。が、「その他利用により自立した日常・社会生活を営むことが可能と判断される者」も追加されていますので、記載されている対象者だけではなくなっていると思います。	B	利用者については御意見のとおりであり、障害者支援施設やグループホームについては例示であるため、その他は「等」に含まれていると御理解ください。

64	128	39	40	<p>新しい項目として、「精神障害者が地域の一員として自分らしい生活ができるよう、関係者による協議の場を設置」とありますが、地域生活を支援する仕組みが充実することは必要であり、丁寧な関わりをしていただけるよう望むところです。</p> <p>しかし、国会の動きなどを見ていると、後に責任能力ありと判断された「相模原事件」との関連から始められた、的外れな措置入院者への支援体制＝監視体制の流れが断ち切れていないのではないかと危惧しています。「精神障害者＝犯罪予備軍」という見方(偏見)を払拭するためにも、本人を中心に据えた信頼関係に基づく丁寧な支援体制、本人の意向をきちんと引き出す支援体制を望みます。</p> <p>さらに、この支援体制の中に、決して警察を位置づけるようなことのないよう望みます。</p>	C	<p>取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。</p>
65	24	41	52	<p>障害福祉現場に人が集まらず、新規事業がはじまらないなど大変な事態が生まれています。</p> <p>県の人材確保対策として「処遇改善費」を設けて給与改善を図ること。</p> <p>また、退職金共済制度を新規職員(2017年4月以降の)にも拡大すること。</p>	C	<p>県は国に対し、福祉人材の確保の重要な原資である介護給付費等の自立支援給付の加算の拡張等、報酬の充実を要望してまいります。</p>
66	60	42	60	<p>県と障害者団体との共催での実施についても検討してもらいたい</p>	B	<p>市町村ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会)を実施主体とする県の補助事業「彩の国ボランティア体験プログラム」において、障害者団体との共同によるボランティア体験事業が実施されております。</p>
67	132	42	59 60	<p>内閣府の障害者政策委員会がまとめ国会に報告した障害者基本計画(第4次)案の中には</p> <p>○発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピアサポートを推進する。[5-(7)-3;再掲]</p> <p>○精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る。精神障害者に対する当事者及び家族による相談活動に取り組む地方公共団体に対し支援を行う。[6-(1)-3] とある。</p> <p>県の支援計画にも自主的な市民のボランティア・NPO 活動への支援が書かれている。現在家族会では、助成を受けて家族による電話相談活動を続けているが、地域に孤立して悩む家族が今も多数存在する現状を変える為にも、地方公共団体に対し支援を行うという国の基本計画に沿った家族会活動への支援を強化して欲しい。活動の運営助成は行わないとの県の姿勢であるが、本人・家族によるピアサポートを推進すると書き入れて、活動に対する支援を実現して欲しい。</p>	C	<p>御意見の趣旨については、業務を実施する際に参考とさせていただきます。</p>
68	124	43	64	<p>保育所等を利用する障害児とあるが、まずは受け入れていくという姿勢がなければ成り立たない。保育所を利用する障害児の数値目標をだすべき。</p>	D	<p>利用ニーズを把握できない市町村もあるため、市町村の数値の積み上げを基にする県計画で目標数を設定することは難しい状況にあります。いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>

69	104	43	65	<p>2 日中活動の場の確保  (1)日中活動系サービスの確保・充実  この施策が、児童発達支援センターや児童発達支援、放課後等デイサービス等について想定しているものではないかと思いますが、「障害児通所支援事業所」と書いてあるのでわかりにくくなっています。一般的に使われている「児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス等」などの言葉も「障害児通所支援事業所」の後に括弧書きでもいいので表記するとわかりやすくなるのではないのでしょうか。  また、児童発達支援、放課後等デイサービス事業とも、量的な確保はできつつも、事業所によっては「障害児のお預かり」という感が否めないところもあり、質の確保が問題視されています。そのため、国から示されている「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」の活用の徹底が求められていますが、本計画では、そういったことに一切触れられていません。幼児期・学齢期の関わりがその後の生活に大きく影響してくることを考えるに、質の確保は最重要課題です。そして、そのガイドラインに沿った支援の提供がなされているかを県として確認するシステムを構築していただきたいと思います。</p>	A	御意見を踏まえ修正しました。	障害児の障害種別や年齢別等のニーズに対応するため、専門的な発達支援を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与並びに生活能力の向上に必要な訓練などを行う障害児通所支援事業所(児童発達支援及び放課後等デイサービス等)の運営を支援します。
70	13	44	73	<p>県では、入所施設(障害者支援施設)の待機者が1,500人を超え増加する一方です。早急に入所施設の整備をお願いしたい。「整備を支援します。」だけでなく、具体策を盛り込むべきでは。</p>	C	入所施設等の整備には、国庫補助の活用が欠かせないと考えており、今後も国に対し、施設計画のすべての案件が実施できるよう施設整備費の拡充を強く求めてまいります。	
71	25	44	73	<p>障害者の高齢化・重度化に対応するため、地域に根ざした入所施設を県南地域に建設し1400人の待機者を3年計画で解消すること。そのため、国の補助金が得られなくても、県の補助金を充実させ、建設をあとおしすること。</p>	C	入所施設等の整備には、国庫補助の活用が欠かせないと考えており、今後も国に対し、施設計画のすべての案件が実施できるよう施設整備費の拡充を強く求めてまいります。	
72	14	44	74	<p>入所施設から地域生活へ移行する人数の数値目標が出されているが、その根拠はどうか。  そもそも県は入所施設の必要性を鑑み、数値目標を出してこなかったはずでは。「SS等の障害者の地域生活を支える拠点機能の充実を支援します」とあるが、具体的にどうしていくのかを入れるべきでは。</p>	C	入所施設から地域生活へ移行する人数については、国の指針に基づき平成28年度末入所者数の9%で算定しています。なお、4期計画では、入所者数の「12%」で算定していました。 また、県は国に対しショートステイをはじめとする障害福祉サービスの体制の充実のために、加算の拡張等、報酬の充実を要望してまいります。	

73	16	44	73,74	埼玉県は入所希望の待機者が漸増傾向にあり、必要な障害者支援施設については整備するとありますが、入所施設整備には国庫活用が困難な状況から、スピード感を持って待機者の解消を図ることは、それに要する時間を考えると、さらに待機者が増えるのではないかと危惧しています。 もっと現実的な地域移行を進めるために、前項の地域生活支援拠点整備を急ぐとともに、GH整備を支援施設に対して喫緊の課題とする具体的な道筋を構築していただきたい。 真に入所施設支援が必要な障害者が、日を置かずして利用可能となることと、どこに住んでいようと、いつでも利用できる短期入所の整備と併せて早急に進めてください。	C	入所施設やグループホーム等の住まいの場の整備には、国庫補助の活用が欠かせないと考えており、今後も国に対し、整備費補助金の拡充を強く求めてまいります。
74	26	45	75 76 77	グループホームの建設は、障害者の地域生活をすすめていく上で、重要な課題となっていますが、グループホームのほとんどが民間事業所のがんばりでつくられています。しかし、建設資金の確保は大変困難となっています。そのため、グループホーム建設又は改修のための県単補助制度や消防設備充実のための補助制度を設け、民間事業所をあとおしすること。	C	グループホーム等の住まいの場の整備には、国庫補助の活用が欠かせないと考えており、今後も国に対し、整備費補助金の拡充を強く求めてまいります。
75	135	46		「4 コミュニケーションの支援」のところ ○高次脳機能障害への支援についても記してください。 理由) (略) 国の通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意志疎通支援事業(地域生活支援事業)の取り扱いについて」(平成28年6月28日)には、以下のようなことが記されています。(以下については、略)	C	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。
76	47	50	113	社会参加のための移動支援の障害特性に合わせた柔軟な運用をすべきである。	C	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。
77	18	51	120-122	2020オリパラを控え一層の支援を切に望みます。また、塙保己一の偉業を顕彰する事業を出身地開催にこだわらず、県全体の事業に位置付け、県民への啓発に止まらず、広く喧伝されるべき存在ではないかと思う。	C	「塙保己一賞」は、塙保己一の偉業を県内外に発信する事業として実施しているものです。周知啓発の効果を高める方法については、事業実施において工夫してまいります。
78	81	50	113 114	外出や移動の支援に全身性介助人派遣事業を追加すべき。	C	全身性介助人派遣事業は外出や移動支援のみではなく在宅での介助全般に渡るサービスであるため、参考とさせていただきます。



79	11	53	126	<p>私をご提案する内容は、「計画」における第五章のⅢの1の(1)の施策番号126番の具体的施策として、「知的障害者・精神障害者の公務員への就労機会拡大」をお願いするものです。以下、その概要を記します。「計画」にも記されている通り、本年4月から改正障害者雇用促進法が施行され、事業主に対して身体障害者と知的障害者に加えて精神障害者にも雇用義務が発生します。</p> <p>このことを受けてか、例えば今年度に東京都では職員採用試験において知的障害者と精神障害者にも障害者選考に応募する資格を付与し、試験を実施しました (<a href="http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/07/20/05.html">http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/07/20/05.html</a>)。埼玉県でも平成28年に行われた関連法制の改正を受けて春日部市が、昨年度または今年度(電話聞き取りを行いました、私の要領を得ない電話により職員さんも少し混乱されておられた様子で、よく聞き取れませんでした)より職員の障害者募集について、従来「身体障害者手帳をお持ちの方」としていたものを、「障害者手帳をお持ちの方」に要件を緩和しつつ、勤務に必要となる通勤能力や識字能力など別の要件を課すことで、知的障害者・精神障害者にも応募資格を付与しました。しかしながら、全国規模で見ると、東京都や春日部市のように知的障害者と精神障害者にも障害者を対象とした職員採用試験に応募資格を付与している自治体は、身体障害者へのみ応募資格を付与している自治体と比較して極めて少ないというのが現状のようです。</p> <p>埼玉県につきましても、今年度は身体障害者を対象とした職員採用選考はあったものの (<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/f1903/saiyou/documents/291015.pdf">http://www.pref.saitama.lg.jp/f1903/saiyou/documents/291015.pdf</a>)、知的障害者と精神障害者を対象とする職員採用選考を見つけることはできませんでした。</p> <p>こういった事情から、現状では知的障害者や精神障害者が公務員を志した場合、多くは健常者と共に一般募集に応募することとなりますが、彼らは障害に起因する理由から、健常者や身体障害者と比較して採用選考に当たり不利な状態にあると申し上げて差し支えないと考えております。</p> <p>中国には「隗(かい)より始めよ」という古い諺がありますが、埼玉県としても障害者の社会進出を促進する立場として、まず自らが多様な障害者に就労の門戸を提供することで、県内の民間企業に対して多様な障害者を雇用する意義とメリットを模範として示すことができると考えます。</p> <p>これらを踏まえ、埼玉県職員の障害者採用選考の応募要件を拡大し、知的障害者と精神障害者も応募できるように応募要件を改めていただきたく存じます。</p> <p>また、市町村との自治権の兼ね合いで難しいところもあるかもしれませんが、可能であればこの施策を県内の市町村でも広く執り行なうよう促していただきたく存じます。第4期計画は障害者基本法の理念に加え、「ノーマライゼーション」の理念に基づいているというところでしたが (<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/b0601/syougaikeikaku.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/b0601/syougaikeikaku.html</a>)、第5期にもそれを引き継ぐのであれば、本件については埼玉県のみならず、市町村を含めた圏内の地方自治体全体で取り組むことで初めて多様な障害者に対するノーマライゼーションが実現できるのではないかと私は考えております。誠に拙い意見ではございますが、ご一考いただけますよう、伏してお願い申し上げます。</p>	C	<p>現在、知事部局では、身体・知的・精神の障害のある方を対象に、臨時職員としての採用を行っているほか、2週間程度の期間で就業を体験していただく職場実習にも取り組んでいます。</p> <p>これらの取組を通じ、知的障害者や精神障害者を正規職員として採用していくためには、勤務時間や能力に応じた職の設定などを丁寧に検討していく必要があると考えています。</p> <p>先行する自治体の状況も参考にしながら、知的障害者及び精神障害者の採用につきまして検討してまいります。</p>	
80	61	53	131	<p>就労支援サービスの拡大。就労先の紹介を実施してほしい</p>	D	<p>就職先の紹介(あっせん)はハローワークの業務であり、市町村障害者就労支援センターをはじめ就労支援機関ではできません。</p> <p>そのため、市町村障害者就労支援センターではハローワークの求人情報を基に障害者の希望や適性を踏まえ、本人に見合いそうな求人情報を伝え、就職がスムーズに行くよう支援しています。</p>	
81	136	56		<p>「(3)多様な働き方の支援」のところ ○障害者雇用安定助成金(障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース)や埼玉県地域両立支援推進チームを活用しての就労支援についても記してください。 理由)高次脳機能障害など、中途障害者の方への支援策を位置づけていただきたいので。</p>	E	<p>御意見をいただいた事業は国が所管している事業のため、原案のとおりとします。</p>	

82	9	59	158～	「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進」と記載されているが、そもそも「インクルーシブ教育」は、『統合教育』を指す言葉である。インクルーシブ教育と特別支援教育は、対義語であるため、上記のような記載は、明らかに間違っており、検討をする必要がある。	E	特別支援教育を推進していくことは、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、インクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものと考えます。
83	45	59	158	個別の指導計画および個別の教育支援計画は本人と家族の同意なく作成されるべきではない。よって、「本人と家族の同意に基づいて」を挿入する。	C	いただいた御意見の趣旨も含めて個別の指導計画及び個別の教育支援計画が適切に作成されるよう周知を図ってまいります。
84	46	59	159 3行目	可能な限りは削除する。障害者権利条約24条第2項は一般的な小中教育制度から排除されないことと規定されている為。	E	障害の状態や、地域における体制整備の状況、本人・保護者の意向を踏まえながら、適切に対応してまいります。
85	82	59	159	159の数値目標として小中学校における特別支援学校の設置率があげられているが、「小・中学校の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め」があるなら、小中学校の通常学級で学ぶ児童生徒数も数値目標として挙げるべきではないか。	E	様々な数値目標が考えられますが、多様な学びの場の一つとして特別支援学級の設置率を挙げさせていただいております。
86	62	59	160	てんかんのことについて、分かる先生を増やしてほしい。また、学校教員へのてんかんに対する教育を実施してほしい	C	現在、教員の年次研修等で、様々な障害及び障害児(者)に対する理解と認識を深めるための研修を実施しています。
87	133	59	160	内閣府がまとめた障害者基本計画(第4次)案の中には ○早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図る。[9-(1)-10] とある。 県への要望として一昨年、中等・高等教育での精神疾患教育と福祉教育を充実させて欲しい、それにより、早期発見と早期治療が可能となり、後の障害が軽減できることを訴えた。教職員への研修が大変大事であるが、それに加えて、当事者・家族の実体験を伝える機会を設けて欲しい。医療的知識が十分にある精神科医ですら、自分の家族が精神疾患を発生した場合はパニックに陥ると聞いている。理論的・科学的な知識だけではなく、実体験から得た知識をも受けることで、教職員の障害理解が促進される研修会も実施して欲しい。	C	現在、教員の年次研修等で、様々な障害及び障害児(者)に対する理解と認識を深めるための研修を実施しています。
88	106	59	160-167	1 障害のある児童生徒の教育の充実 (1)インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 教職員の研修に関する事項なので、担当課として「総合教育センター」も含まれるのではないのでしょうか。	E	総合教育センターについては、168、173で重点的に取り上げており、連携を図りながら様々な教職員の研修に取り組んでまいりたいと考えます。

89	137	59 63		P59「障害のある児童生徒の教育の充実」、P63「(2)発達障害児(者)支援の充実」のところ ○小児の高次脳機能障害者への支援についても記してください。 理由)「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」【最終改正 平成29年厚生労働省告示第百十六号】の8ページに記されています。	C	他の障害児と同様に個別の施策の中で支援してまいります。	
90	107	60	169	1 障害のある児童生徒の教育の充実 (3)相談体制、交流及び共同学習の充実 認定こども園についても記載すべきだと思います。 (施策159の教職員等への研修の施策では認定こども園についての記載がありません。また、担当課として少子政策課の記載もあります。)  また、第4期計画では「幼稚園が行う特別支援教育の経費の一部を助成します。」となっていたのに、第5期計画でその表記がなくなっているのはなぜでしょうか。	B	御意見の趣旨は、施策番号170の中で取り組んでまいります。 また、経費の助成についての表記は、他の施策と同様の表現に修正したものです。	
91	57	60	170	施策番号170の文言の修正を以下のように御願います。 →地域で共に生き、育っていける関係性を育むため、障害のある乳幼児の保育の機会充実を図ります。	B	表記は原案のままとさせていただきますが、御意見を踏まえ取り組んで参ります。	
92	34	62	182	「重症心身障害児については」では、医療機関に受け入れの拡充をめざしている施策が書かれていない。入所施設について、P62 182に「整備を進めている」の文言を入れるべきである。	C	新たに旧小児医療センター跡地にできる施設を含む7か所の医療型入所施設の利用状況を踏まえて、今後の整備の必要性を見極めていきたいと考えております。	
93	109	63	193	1 療育体制の充実 (2)発達障害児(者)支援の充実 「発達障害児は環境の変化に適應するのが苦手であるため」と記載されていますが、もう少し表現に考慮していただけないでしょうか。 例えば、「発達障害児が幼稚園・保育所から小学校という新しい環境への適應をしていくにあたり、切れ目なく支援できるよう」など。	A	御意見を踏まえ修正しました。	「発達障害児が幼稚園・保育所から小学校に就学した後も継続して支援が受けられ、新しい環境に適應できるよう、小学校教員を対象とした研修を実施します。」
94	110	63 64	195 196	(2)発達障害児(者)支援の充実 「親支援」という表現をされています。行政の中ではその表現で通っているかもしれませんが、親の立場からすると「親支援」という言葉で言われることは非常に違和感があります。 「親への支援」と表現を変えてください。	A	御意見を踏まえ修正しました。	No.195「親支援」を「親への支援」に変更する。

95	111	64	201	<p>(2)発達障害児(者)支援の充実 「エムチャット」と表記されていますが、正しくは「M-CHAT」です。表記の訂正をお願いします。</p> <p>また、研修を行うだけでなく、市町村でM-CHAT導入ができるような支援も行っていないと意味がないと考えます。</p>	A	<p>御意見を踏まえ修正しました。</p>	<p>発達障害の早期発見・早期支援のため「M-CHAT」の活用について、市町村の保健師等を対象に専門の講師による研修会を開催し、スクリーニングツールの有用性や、活用する上での具体的ポイント等を説明し、スクリーニングツールの導入を支援します。</p>
96	42	65	207	<p>障害者だけ地域でなく遠く離れた医療機関を受診しなければならないのはおかしい。(障害のない人と比べ時間的経済的負担が増える)地域の医療機関で受診できるようなインフラを整備すべき。厚生労働省の医療従事者ガイドラインで障害者に不当な差別的取扱いをしないこと合理的配慮は積極的にするよう規定されているのだから。尚、埼玉県歯科医師会口腔保健センターは診療できなかつた。おかしい。満足に治療もできず予約も取れない。</p>	E	<p>一般の歯科診療所では対応が困難な方の受け入れ先のひとつとして、埼玉県歯科医師会口腔保健センターでは、年間7,000人を超える方が来院されています。このため、診療予約や全身麻酔予約が数週間～数か月待ちの状態です。</p> <p>センターに来院される障害児(者)の方や御家族の方の御期待に応えるべく、お住まいの地域の歯科診療所等と連携を図りながら、一人でも多くの方に治療を受けていただけるよう、働きかけてまいります。</p>	
97	44	65	211	<p>障害者差別解消法上、歯科医療事業者は障害の有無により診療拒否はできない。厚生労働省の医療従事者向けガイドラインにも不当な差別的取扱いは禁止されており合理的配慮についてもしなくていいわけではなく積極的に行うよう示されている。したがって、どの医療従事者も障害者の受入れをすべきであり、研修会の修了者については全員とすべきである。研修会修了者を施策の目標設定とし、P75に盛り込むべきである。</p>	D	<p>埼玉県障害者歯科相談医は、養成研修の修了者を県が指定し、地域において障害児(者)等の歯科保健相談に応じること。必要に応じて専門歯科診療所へ紹介することが主な役割となっております。</p> <p>障害の状況によっては、一般歯科診療所での歯科診療実施によって、かえって障害児(者)の方が不利益(ケガ等)を被る可能性も考えられます。</p> <p>適切に障害の状況を把握し、専門歯科診療所と連携を図っていくことが、安全な歯科診療を実施する上で、大変重要です。</p> <p>このことから、全ての障害児(者)を一般歯科診療所で受け入れ、歯科診療を行うことを前提とした施策目標を設定することは困難と考えます。</p>	

98	138	66	215 219	<p>「施策番号215」「担当課」のところ、「施策番号219」「担当課」のところ ○「担当課」に「地域包括ケア課」も加えていただき、介護保険サービスと障害福祉サービスの連携も含むようにしてください。</p> <p>理由)脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方は、障害年金や精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)申請用の診断書を医師に書いていただければ、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスにつながりません。国は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適応関係等に係る留意事項等について」(事務連絡平成27年2月18日)で、以下のようなことを通知しています。</p>	C	<p>御意見のとおり、県としても介護保険サービスと障害福祉サービスの連携は重要であると考えており、今後とも関係各課の連携を図ってまいります。</p> <p>「施策番号215」につきましては、事業の実施主体が障害者福祉推進課であるため、案のとおり記載とさせていただきます。「施策番号219」につきましても高次脳機能障害に関する施策の担当課は障害者福祉推進課のため、担当課の記載は現行のとおりとします。なお、介護保険サービスと障害福祉サービスとの適応関係等については、必要な方に必要なサービスが提供されるよう、市町村に改めて周知徹底するなど、今後とも連携を図ります。</p>
99	126	68	229	<p>「重度心身障害児(者)やその家族の経済的負担の軽減を図り、重度心身障害児(者)の健康を守るため医療費の助成を支援します」この対象を精神保健福祉手帳2級までを対象としてください。1級に比較して、2級は障害が軽いと認識されていますが、実際に2級で自立できる収入がある人は、ほんの一握りです。その多くは、障害年金と家族の援助、または生活保護費により生計を立てています。また、身体・知的(手帳保持者)でこの助成の対象となる割合と比較すると、精神(手帳保持者)でこの制度対象となる方の割合は、ほんのわずかでしかありません。この障害種別による不平等・不公平を、1日も早く改善していただくことを望みます。</p>	D	<p>精神障害者については、身体・知的・精神の3障害に対するサービスを一元化するという国の方針が打ち出された後もこの制度の対象外となっていたことから平成27年1月1日から精神障害者手帳1級所持者を対象といたしました。当制度は発足当初、身体障害者、知的障害者とも重度障害に相当すると思われる障害者を対象とし、その後、身体障害者は3級まで、知的障害者は療育手帳Bまで対象を拡大しています。精神障害者で重度障害に相当するのは1級と考えており、当面は1級を対象といたします。精神障害者に係る対象拡大については、今後の動向を見ながら将来的な課題と考えております。</p>
100	112	69	232	<p>3 福祉のまちづくりの推進 (1)まちづくりの総合的推進 「ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を推進」とあります。</p> <p>街には自閉症の人たちにとってはわかりにくい表記もあふれています。例えばトイレの表記について、女性は赤・男性は黒(もしくは青)の一般的なマークはよいのですが、建物やその土地に合わせてお雛様を模しているようなマークだったり、帽子を被った女性の横顔のマークやハットを被り燕尾服を着た男性のマークなど、技巧をこらしているマークになると、それがトイレを表していることとわからないこともあります。</p> <p>誰が見てもわかる表記の推進をぜひお願いしたいと思います。</p>	C	<p>より分かりやすいシンボルマークや標示として、日本工業規格(JIS)が定めた案内用図記号などがあります。ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を推進していくに当たって、これらの表記を紹介していきます。</p>
101	63	71	242	<p>障害者用の車椅子シートを電車にも設置してほしい</p>	E	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、高齢者、障害者等の利用に配慮した車両の整備に努めるよう、各鉄道事業者に対して働き掛けを行っています。いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>

102	10	71	243	駅構内の安心対策として、エレベーターやスロープ、多機能トイレ等の整備の支援と推進と記載している。特にホームドアの設置駅は、33駅で、県内でも1日の乗降客数が比較的、多い駅を想定した数値目標になっている。しかし、県内に乗り入れている各鉄道会社は、経営の効率化を図る為、乗降客が少ない駅を無人化している現状である。無人駅こそ、スロープやホームドア等の充実した駅の安全対策が必要である。	C	駅のバリアフリー化の推進については、鉄道事業者に対して働き掛けを行っています。いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
103	64	71	243	ホームドアの設置を早めにしてほしい	B	ホームドアの早期整備については、鉄道事業者に対して働き掛けを行っています。引き続き、ホームドアが早期に整備されるよう、鉄道事業者に働き掛けていきます。
104	41	72	248	この施策の内容は非常によい。この施策をP75～の施策体系ごとの数値目標のV安心安全な環境をつくる。(P77)に247を設定し、障害者も参加した訓練の数を現状値と目標値として指標設定する。	C	県と市で共催する防災訓練においても福祉避難所の開設・運営訓練や帰宅困難者対応訓練を実施し、その際には障害者の方に訓練者としてあるいは検証員として参加いただいています。障害の程度や内容によって訓練参加への可否があるため、具体的な数値目標は設けずにできる範囲内での訓練参加を障害者の方々に促してまいります。
105	65	72	246	避難場所を確保してほしい	B	要配慮者への災害時の支援につきましては、第5章施策の展開、V安心・安全な環境をつくる、4安全な暮らしの確保の施策で対応しています。
106	66	72	251	県内で統一した避難所計画にしてほしい	D	避難行動要支援者名簿に基づく個別計画は、地域の特性や実情を踏まえ、市町村が個別に避難行動要支援者と調整しながら策定することが重要と考えています。また、「福祉避難所設置・運営マニュアル」により、福祉避難所の運営を支援してまいります。
107	67	72	252	てんかん薬の備蓄をしてほしい	C	要支援者名簿などから要支援者を把握し、災害時における必要な備品等の提供体制が講じられるよう市町村に対して働きかけてまいります。
108	113	72	246	4 安全な暮らしの確保 (1)防災対策の充実 「要配慮者の避難所として社会福祉施設の有効活用を推進」とありますが、市町村では高齢者の施設は多く指定されていますが、障害者施設の指定はまだ不足しています。障害者施設についても推進していただきたいと思ひます。 併せて、特別支援学校についても同様に推進していただきたいと思ひます。 また、そういった施設の耐震化についても県として推進、助言等いただきたいと思ひます。	C	各市町村において管内の要支援者の実情にあった施設を福祉避難所として指定していくよう働きかけてまいります。また施設の耐震化についても、災害時に福祉避難所としての機能が保てるよう耐震化への配慮を働き掛けてまいります。

109	114	73	259 260	(1)防災対策の充実 社会福祉施設等には、計画だけでなく、必要な訓練等が実施されるよう指導もして いただきたいと思ひます。	C	指導監査時に、必要な訓練等が実施されるよう指導しております。また、社会福祉施設等には、これまでも非常災害対策計画の作成だけでなく、避難訓練を実施し、その結果を検証して計画を見直すよう指導しています。今後も計画作成と避難訓練の実施を合わせて指導してまいります。さらに、「障害児(者)施設災害対応マニュアル」により、定期的な防災訓練の実施を呼びかけております。
110	115	74	262	(2)防犯対策の充実 「防犯対策の充実」について、防犯対策を推進しますとありますが、もっと県の施策として具体性のあるものを検討していただきたいと思ひます。 例えば、障害者の福祉施設等に対し、防犯対策についての指導を行うなど。	C	特別支援学校や障害者支援団体等からの要請による防犯指導を実施しています。
111	40	77	159	IV「共に育ち、共に学ぶ教育を推進する」を「特別支援学級設置の推進」にする。 理由)障害者権利条約24条1項には障害の有無にかかわらず、差別なく機会の均衡を基礎として障害者を包容する教育制度を確保すること。24条2項には障害者が障害を理由として一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童生徒が障害を理由として無償のかつ義務的な初等中等教育から排除されないこと、個人に必要な合理的配慮が提供されること、必要な支援を一般的な教育制度の下で受けることが規定されている。 障害のある児童生徒がない児童生徒と同じ普通学級で学ぶことこそが「共に育ち共に学ぶ教育」であり、特別支援学級でわけることが共に育ち共に学ぶ教育ではない。したがって、共に育ち共に学ぶ教育は削除する。	C	国は「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に、基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。」としています。本県もこの方向性に則り、必要に応じて新たな特別支援学校を設置することや、市町村における特別支援学級の設置促進等を進めるとともに、小中学校の通常の学級及び高等学校での支援体制をさらに充実させていくことで、共生社会の実現を目指していることから、案の修正は行いませんが、参考とさせていただきます。

## 6 項及び項目番号の指定のないもの

整理番号	通し番号	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
112	1			福祉避難所の開設が現在、非公開になっています。これでは、大きぼの災害が起きても救えない避難できないと思う。全市町村に対し、公開できるよう福祉避難所に開設してください。	C	市町村では福祉避難所の情報を住民に周知徹底することとなっております。全ての市町村で周知がなされるよう働き掛けてまいります。	
113	2			ヘルプカード・ヘルプマークによる普及啓発が不十分である。全市町村にヘルプカード・マークの作成・広報に充実し理解を深めること。公共交通機関に対しても同様に広報、普及啓発を行ってください。	C	ヘルプカードについては市町村での作成が進むよう働き掛けてまいります。またヘルプマークについては普及啓発に努めてまいります。	

114	3		相談支援専門員等要員過不足等、現状どうなっているでしょうか。	C	県は毎年、相談支援専門員養成研修を実施していますが、市町村や事業所からは不足しているとの意見が多く、県としては今後も養成に努めてまいります。
115	4		精神障害者やその家族、相談や福祉サービス利用ため外出自体が難しい場合もあります。行政から出向いてあげればよいと思います。また、地域に精神障害について理解者がいれば、その方が話し相手になれるのではないでしょうか。	C	ご意見を参考にさせていただきます。
116	5		「障害者」以外の諸関係計画と連動連携を密にする様宜しくお願いします。	C	本計画と関連のある「埼玉県地域福祉計画」、「埼玉県高齢者支援計画」、「地域保健医療計画」の3計画と連携し、施策や目標を共有しています。
117	6		当計画を読むと、福祉サービスを提供する行政など立場で作成され、サービスを受ける当事者見解が見受けられないように感じられます。今後、当事者計画へ関与について、現時点での見解をお教えてください。	C	障害者支援計画の策定にあたり県の附属機関である「埼玉県障害者施策推進協議会」から意見を頂いています。この協議会の委員は、学識経験者(3名)、障害者当事者団体関係者(11名)、障害者支援事業所関係者(3名)、公募委員(2名)、行政関係者(労働局:1名)で構成されています。このほか、県内17の障害者団体からの意見聴取を実施しています。頂いた意見を参考に、取組を進めてまいります。
118	7		精神障害者は外見では判断出来ず、健常者と一緒の避難所生活は難しい場合があると思われるので、避難所生活における特別の対処が必要ではないか。	C	避難所での生活が難しく、特別な配慮が必要な方については、市町村の判断により福祉避難所が設置されます。
119	12		報道によれば厚生労働省は精神保健福祉法の改定を断念している。それにも関わらず地域自立支援協議会への警察官の参加に固執している。障害者権利条約に違反する行為に県民の血税を投入することは許されない。埼玉県知事及び福祉部は県議会及び精神障害者に対して謝罪をすべきではないかと自分は考える。事態は重大であり規定に拘らず回答及び謝罪を求めたい。	E	地域自立支援協議会は障害者総合支援法に基づき市町村が開催します。同法に基づき、県においても県自立支援協議会を開催していますが、部会を含め、警察官の出席の予定はありません。なお、本計画には記されていませんが、新規事業で検討されている精神障害者支援地域協議会(代表者会議)には、警察関係職員の出席が想定されています。この会議は、精神障害者個人の情報等は扱わず、地域における役割や連携のあり方を検討、共有するものです。よって、御指摘には当たらないと考えます。今後も誤解のないよう、説明してまいりたいと存じます。



120	21		<p>「放課後等デイサービスについては、利潤を追求し質の低いサービスを行う事業所や適切ではない支援(単なる預かりのみを行うなど。)を行う事業所が増えているという指摘が全国的にあることから、量ではなく質の向上が求められています」(愛知県障害者福祉計画(案)108頁)</p> <p>県として量的整備だけでなく質の向上のためのとりくみを進める必要があります。具体的には以下のようなとりくみを具体化してください。</p> <p>①放課後等デイサービスの現場職員の資質向上を図るために研修を進めます。</p> <p>②県として放課後等デイサービス事業者に対する監督責任を強めます。</p> <p>③質の向上を図る観点から情報交換や連絡調整を行うために、当該市町村の事業所を網羅した「事業所連絡会」等の話し合いの場の設定するよう市町村へはたらきかけます。</p>	C	<p>取組を実施するに当たり御意見を踏まえ、放課後等デイサービスの質の向上に努めてまいります。</p>
121	22		<p>通常の学童保育(放課後児童健全育成事業)等における障害児受け入れの目標や、通常の学童保育などの一般施策との関係性についての記載が見当たりません。</p> <p>特に、特別支援学級の児童は、放課後等デイサービスと通常の学童保育の両方を利用するケースが見られます。学齢期の障害児を対象とした放課後施策として両事業があることをきちんと明記した上で、学童保育における障害児入所数についての目標数を明記してください。</p>	C	<p>利用ニーズを把握できない市町村もあるため、市町村の数値の積み上げを基にする県計画で目標数を設定することは難しい状況にあります。いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
122	23		<p>本「計画(案)」には、児童・生徒の教育施策の展開の記載はあります(59頁～)が、教育と福祉の連携についての記載はありません。</p> <p>放課後等デイサービスに関連すれば、すべての学校において児童についての「関係者会議」「ケース会議」等の連携を進めることを明記してください。</p> <p>また、特別支援学校においては、「放課後サービス」について周知されていますが、普通学校の特別支援学級の学校・教員の中では周知されていないようです。放課後等サービスについて周知を促すことを明記してください。</p>	C	<p>教育と福祉の連携について、いただいた御意見の趣旨も含めて連絡体制がとれるように取り組んでまいります。</p>
123	33		<p>日中支援について</p> <p>生活介護の数の少なさ、就労継続支援Aでは企業の参入問題、B型では工賃問題など問題を抱えている。問題点を整理しながら、何ができるか検討する機関が必要である。</p>	C	<p>就労継続支援事業を始めとする障害福祉サービスの充実のために自立支援協議会等を通じて、様々な方々から意見をいただいております。</p>
124	35		<p>特別支援学校の学校の整備が書かれているが、現状を何とかするために、計画的な数を記載すべきである。教室不足に数値目標を設定すべきである。61P 174「県南地域」とあるが、教室不足は県南だけではない。</p>	C	<p>教室不足を中長期的に見込むことは困難なことから、数値目標を設定することは難しいと考えております。いただいた御意見を踏まえて、教育活動に支障が出ないように過密解消に努めてまいります。</p>

125	37		国の予算がらみのだけを記載するものなのか、県単事業が抜けている。生活サポート事業、生活ホームなど充実が地域の実情にあったとも良い事業である。(医療費助成事業、福祉タクシー、在宅重度手当の充実を含めて)	A	ご意見を踏まえ、記載の無かった「福祉タクシー」について施策に追記しました。また、県単事業(在宅重度手当)についても、引き続き取り組んでまいります。生活サポート事業については、施策番号48にあるように県単独事業についても記載しております。	施策番号112に「また、市町村が実施する福祉タクシー事業の広域的な利用調整を行うことで、市町村の取組を支援します。」を追記します。
126	38		介護保険との関連、65歳問題への記載がない。引き続き、障害者福祉サービスを受けられるようにすることを、表記できないか。	C	介護保険制度と障害福祉制度の整合や連続性の確保を図るよう、引き続き市町村に助言してまいります。	
127	39		施策の中で、「努める」「推進する」「支援する」「気運を醸成します。」が語尾についている。この表現の意味を明らかにすべきだ。言葉であいまいにすることなく、実施に向けた方策を示す内容にすべきである。	D	県が直接行う場合「努める」、「推進する」。市町村など特定他者への働き掛ける場合「支援する」。社会や県民の皆様など対象を特定しない場合「気運を醸成する」など事業の主体や内容などから判断した上で使用しています。	
128	43		写真や図が随所に用いられとてもわかりやすい計画である。このような誰にとっても見やすい計画を県内の自治体でもとり入れてほしい。	E	参考となるよう県内市町村に本計画を配付して周知いたします。	
129	68		小児対応できる病院が多くあると良い	E	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。	
130	69		JR・私鉄の運賃の割引(精神障害者も使えるようにしてほしい)	E	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。	
131	70		コミュニティバスを増やしてほしい	E	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。	
132	83		全体的に上から目線の表記が多いように思います。どうしてそう感じるのかと考えるに、埼玉県はこれまでの「医学モデル」の考え方のままのような気がしています。例えば「障害者等の数」というようにほぼ全ての表記において「障害者等」という記載がなされていますが、2ページの「計画の基本理念」にあるように、障害者権利条約を批准し、障害の有無で分け隔てられることなく、共生社会の実現を目標とするならば、「障害のある人」という表記にすべきではないでしょうか。(法令用語や固有の名称、医学的な記述の中で使われる病名等についてはそのまま「障害」で良いと思いますが)	D	対象者を端的に説明するため、身体障害者、知的障害者及び発達障害者、高次脳機能障害者を含む精神障害者並びに難病患者であって18歳以上の者並びに障害児を「障害者等」と定義しています。そのため、「障害者等」という言葉を多く使用しています。	

133	84	37～	障害のある人の意思決定の尊重は大変重要なことと考えます。 厚生労働省が「意思決定支援ガイドライン」を作成していますが、本計画のどこにも触れられていません。 施設への周知啓発、相談支援事業所等への周知啓発などが必要かと考えます。	C	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。
134	85		全体的に、表記について今一度確認をお願いします。 「子供」→「子ども」 「一人一人」→「一人ひとり」と開くなど。	D	本県の各種計画では「子供」、「一人一人」という表記を採用していることから、障害者支援計画もこれに合わせた表記に統一します。
135	86		本県の計画は、「現状」・「取り組むべき課題」・「施策の展開」が別々の章立てで記載されていますが、施策の展開(施策の内容)を計画するにあたって現状や課題を確認するにあたり、該当のページをそれぞれ探さなければならず、とても見づらいです。 千葉県・長野県のプランのように、施策内容を記載するページに「現状と課題」「施策の展開・方向性」そして「達成目標等」をまとめていただけると流れがわかるので、今よりわかりやすくなるかと思えます。ご検討ください。	D	レイアウト等につきましては原案のままとさせていただきますが、ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。
136	87		全体的に、施策の展開が具体性に欠けたものが多いような気がしています。 「運営を支援します。」等多いのですが、どのように支援するのか。読んでいても全く分らないです。	C	限られた紙面の中で取り組む施策をできる限り多く紹介したいと考え簡潔な表記としております。
137	88		「新規施策」は施策番号の下に表示があるのでわかりやすいですが、他分野にも同じ施策がある「再掲」については、施策内容を最後まで読んで初めてわかる状態なのと、括弧表記なので施策内容についてと読み間違える可能性が高く、わかりづらくなっています。 (再掲)の表示を文末ではなく文頭に移動していただけるとよりわかりやすくなると思えます。	D	施策の内容の見易さを考え、文末に配置していません。
138	89		1ページ内の図にあるように第5期埼玉県障害者支援計画には障害福祉計画と障害児福祉計画としてそれぞれのサービスの見込量が含まれます。それなのに、「第7章(障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の見込量)」は県民コメントでは省略となっており公開されておられません。なぜでしょうか。 これでは県民コメントの意味をなさないと思えます。当然、他県では数値も入れた状態で意見を募集しています。 数値は県が計算して出せばよい・県民からの意見はいらないと思われるのであれば、あまりにも県民の目を軽んじていると思えます。	C	第7章につきましては、市町村のサービス見込量を積み上げて計上する項目が多く、集計中であったため県民コメントの対象とはしていませんでした。次期、障害者支援計画を策定する際の参考とさせていただきます。

139	105	46	<p>4 コミュニケーションの支援 (1)コミュニケーション手段の充実 自閉症の人たちは、コミュニケーションの障害により、会話等で相互コミュニケーションを取ることが困難であることが多いですが、コミュニケーションボードや絵カードなどのイラストと文字を使用したり、書いて見せるといった筆談等の支援があればコミュニケーションが取れる方もいます。 自閉症の人たちのコミュニケーションの支援についても考えていただきたいと思います。</p>	C	<p>発達障害児については、保育士や児童発達支援センターの職員等を対象に、絵カードなどを用いたコミュニケーション支援について研修を実施し、コミュニケーション手段の充実に向け取り組んでいきます。</p>
140	108	62	<p>※43ページ 施策65でも同様の意見を出しています</p> <p>1 療育体制の充実 児童発達支援、放課後等デイサービス等もここに含まれると思います。 両事業とも、量的な確保はできつつも、事業所によっては「障害児のお預かり」という感が否めないところもあり、質の確保が問題視されています。そのため、国から示されている「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」の活用が求められていますが、そういったことに一切触れていません。 幼児期・学齢期の関わりがその後の生活に大きく影響してくることを考えるに、質の確保は最重要課題です。 そして、そのガイドラインに沿った支援の提供がなされているかを県として確認するシステムを構築していただきたいと思います。</p>	C	<p>御意見を踏まえ、放課後等デイサービスの質の向上に努めてまいります。県ではガイドラインをホームページに掲載するとともに、毎年、事業所の職員を対象にした研修でその内容の理解を図っているところです。また、今年度から事業者と利用者の保護者がそれぞれサービス内容について評価を行い、その結果と改善内容を公表することが事業者の義務付けられました。このため、ガイドラインを活用し、すべての事業者が適正に評価と公表が行われるよう、事業者を指導してまいります。</p>
141	125	59～	<p>(1)インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 の中に、施策番号37を再掲し、教育現場においても医療的ケアの必要な障害児に対する支援を明記すべき</p>	C	<p>他の障害児と同様に個別の施策の中で支援してまいります。</p>
142	139		<p>○生きていく上で基礎となる暮らしの場は重要で緊急な課題です。 将来に希望が持たずに起きてしまった悲しい事件が続いています。生活実態にそった、重要な位置づけとして、民間任せ、事業者の動向任せでなく、県として主体的に責任をもって取り組む基本姿勢を示していただきたいと思います。地域移行が国によって強調されていますが県は入所施設待機者が1400人にも上る実態から、前回、国に削減目標を示さなかったことは評価します。しかし、入所施設・グループホームなど、障害のある人たちが暮らす場は圧倒的に不足していることから、ショートステイの支給量が一カ月50日にもなっている人がいます。1日・2日で施設を転々としなければ命を繋げない障害のある人たちの実態は、人権侵害そのものであり、行政の不作为による虐待にも等しいと思わざるをえません。この実態に正面から向き合い、県として独自の対策を講じながら、国の施策の転換へ力を尽くしていただきたいことを、切に望みます。</p>	C	<p>入所施設等の整備には、国庫補助の活用が欠かせないと考えており、今後も国に対し、今後も国に対し、施設計画のすべての案件が実施できるよう施設整備費の拡充を強く求めてまいります。</p>
143	140		<p>○短期入所支援について。短期入所支援は、日々利用者が変わることから、支援の力量が求められます。手厚い支援体制と支援の質の向上が必要です。</p>	C	<p>ショートステイをはじめとする障害福祉サービスの体制の充実のために、県は国も対し、加算の拡張等、報酬の充実を要望しております。</p>

144	141		<p>○人材確保について。県内の圧倒的な施設で、恒常的な人材不足となっており、職員は女性と高齢の男性というところが多く、事業の継続も危ぶまれると、現場の声は深刻の極みといえます。障害者施策は支える人材によって成り立っていることは、いうまでもありません。人材確保とそのための支援策を県の独自策として計画に盛り込むことは、欠かせない要件であると考えます。</p>	B	<p>人材確保の取組について、「第5章 II 地域生活を充実し、社会参加を支援する 1 地域生活支援体制の充実 (3)福祉を支える人材の養成・研修の充実」の中に盛り込んでおります。また、国に対し、福祉人材の確保の重要な原資である介護給付費等の自立支援給付の加算の拡張等、報酬の充実を要望してまいります。</p>	
-----	-----	--	---	---	---	--